

1 基本方針

本年度は、より多くの若者に支援を届ける目標も含めて、「伴走型相談事業」に重点を置いていく。多くの若者の困りごとやニーズを直接的に受け止めていくことは、若者が適切な社会資源につながることに寄与していく。

「伴走型相談事業」は365日、24時間オンラインで相談を受けつけていく。

その中でも、「住居相談(居住支援)」「当法人の運営するシェアハウスへの入居相談」「その他のニーズが明確でない相談/課題整理/付き添い支援」に事業を細分化することで、よりニーズを明確にし、適切な支援を行うことを目標にしている。

「居住支援事業(住居相談)」と、「付き添い支援」は、現段階ではスタッフに上限があるため、受益対象者の範囲を、横浜市、川崎市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市に限定する。

2 事業の実施に関する事項

(1)事業内容

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の 人数	(D)受益対象者	支出見込 (単位:千 円)
(1)居住支援事業	住居相談支援・必要な社会資源への引率・適した居住を見つけていくための伴走	(A)随時 (B)オンライン または対面 (C) 4名	(D)①児童虐待を受けたもの ②児童養護施設出身者 ③18歳から29歳の下記の住宅確保要配慮者 ・子ども(高校生相当以下)を養育しているもの ・DV(ドステック・バイオレンス)被害者 ・犯罪被害者等 ・生活困窮者 ・東日本大震災による被災者	
(2)当法人が運営するシェアハウス入居相談事業	入居相談・見学・入居前面談	(A)随時 (B)オンライン または対面 (C) 3名	(D)孤立困窮している18-29歳の女性	
(3)伴走型相談事業	気持ちに寄り添う相談支援・課題の整理のための伴走支援・必要な社会資源への引率・適した居住を見つけていくための伴走	(A)随時 (B)オンライン または対面 (C) 4名	(D)孤立困窮している18-29歳の者(性別問わず) 付き添い可能地域: 川崎市、横浜市、鎌倉	

			市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市	
(4)サポート付シェアハウス事業	サポート付シェアハウスの運営と入居者の自立サポート	(A)随時 (B)横須賀市内のシェアハウス (C)6名	(D)孤立困窮している18-29歳の女性	0
(5)1人暮らしの見守りサポート	一人暮らしの若者の継続的なオンライン相談・対面談	(A)1人に対し最低月1回 (B)オンラインまたは対面 (C)3名	(D)一人暮らしまたは他のシェアハウスなどで自活して生活をしている若者	
(6)情報発信・啓発事業	講演、WEBでの発信、新聞・ラジオ出演など社会課題の顕在化に取り組む	(A)随時 (B)随所 (C)2名	(D)神奈川県民等	0

3.事業実施体制

会議に関する事項

1通常総会 2月、2理事会 年2回